

神共済第 3749-1 号
令和 8 年 2 月 6 日

所 属 長 様
保険事務取扱者様

神戸市職員共済組合
事務局次長

令和 7 年度末退職者の健康保険等の手続きについて（依頼）

平素より、保険事務にご協力賜りありがとうございます。

年度末退職者の健康保険等の手続きについて、下記のとおり取り扱いますのでご案内いたします。

該当職員へ案内いただき、必要な手続きについて遗漏のないようお願ひいたします。

記

本通知の対象者

令和 8 年 3 月 31 日付退職者

- ※ 再任用職員および任期付職員の退職を含みます。
- ※ 現在の任用が終了し、引き続き異なる職員種別で任用予定の方（一般職員⇒再任用職員、再任用職員⇒会計年度任用職員、任期付職員⇒会計年度任用職員 など）を含みます。
- ※ 会計年度任用職員及び非常勤特別職（資格確認書の記号 5・6 の方）の退職についてはこの通知の対象外です。手続き等の詳細は会計年度任用職員対象の通知をご確認ください。

退職にかかる手続き（全員必須）

1. 提出物

（1）退職届書（様式 3-2）（別紙 1 参照）

【提出期限：令和 8 年 2 月 20 日（金）】

資格喪失証明書の発行を希望する方※は、「資格喪失証明書の発行を希望する」にを入れてください。3 月下旬以降に退職届書に記載の住所に資格喪失証明書を送付します。
※国民健康保険等加入希望者、60 歳未満の任意継続加入希望者、被扶養者に 60 歳未満の配偶者がいる任意継続加入希望者は加入手続きの際に資格喪失証明書が必要です。

（2）在職中の「資格確認書（組合員・被扶養者分）」

【提出期限：令和 8 年 3 月 31 日（火）】

退職日の翌日以降は一切ご使用いただけません。誤って 4 月 1 日以降に当組合の資格で医療機関を受診した場合は、当組合が負担した医療費を全額お返しいただきます。

※資格情報通知書・組合員証・被扶養者証については返却不要です。

ご自身で破棄してください。（サンプル画像：<https://kobe-kyosai.jp/?p=13994>）



2. 提出先

各所属でとりまとめのうえ府内メール等で提出してください。

宛先：神戸市職員共済組合 共済サポートデスク（メール BOX 番号：9-2）

任意継続にかかる手続き（希望者のみ）

「任意継続組合員 資格取得申出書」を事前受付します。

以下のいずれにも該当する方のみ申請が可能です。

- ・3月31日に退職し、4月1日付で再就職をせず任意継続組合員の資格取得を希望する者
- ・退職日の前日まで継続して1年以上、当組合の組合員資格を有している者

詳細は別紙「任意継続組合員制度のあらまし」をご覧ください（対象者にも配布をお願いします）。

1. 提出物及び提出先

（1）任意継続資格取得申出書（電子申請）

共済組合ホームページより組合員自身が電子申請してください（紙の申請書での受付不可）。

（URL: <https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/cef53e4fc5e8b6b724c94ad63789bd397d79114e08e6d60f5643ab7015c108>）

インターネット環境からアクセスしてください。

スマートフォンからもアクセスできます。 →



（2）被扶養者申告書（増）（様式3-3）（別紙2参照）

新たな対象者の被扶養者認定を希望する場合のみ提出してください。在職中の被扶養者を継続して扶養する場合は提出不要です。

提出先：神戸市職員共済組合 共済サポートデスク（メールBOX番号：9-2）

2. 事前受付の提出期限

令和8年2月20日（金）

※受付期限後も初回掛金納付期限までは申請していただけますが、後続の手続き全体が遅れることがあります。できるだけ上記期限までに提出してください。

3. その他

申出書を提出した後でも、再就職決定等の理由により申出を辞退することができます。その場合は、必ず以下の手続きを行ってください。

【任意継続組合員資格取得届出の取下げ】

※共済組合ホームページより電子申請により手続してください。（電話での受付不可。）

（URL: <https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/fd6ba01ab8875997aa32af6c0f87f9e91afac3ec175abee01549bf5edd2331d>）

インターネット環境からアクセスしてください。

スマートフォンからもアクセスできます。 →



任意継続組合員以外の退職後の手続き

1. 再任用職員になる場合

記号・番号が変更となります。新しい記号・番号等を登録後、3月下旬以降に新所属（再任用勤務先）の保険事務取扱者宛てにお知らせします（被扶養者に変更がある場合は、通常通り被扶養者申告書（増・減）（様式3-3）等を提出してください）。

2. 神戸市職員共済組合員である家族の被扶養者になる場合

加入している組合員（家族）の所属を通じて被扶養者申告書（増）（様式3-3）等を提出してください。

被扶養者のうち60歳未満の配偶者に関する手続き

国民年金第3号被保険者の資格に関する手続きが必要です。退職後の状況によって、以下の通り手続きを行ってください。

※ 配偶者が60歳以上の場合は、手続きは必要ありません。

退職後の状況	手続きの内容
再任用短時間勤務職員	厚生年金保険事務取扱所属の案内に従ってください。
会計年度任用職員	厚生年金保険を取り扱う事業主が指定する様式の「国民年金第3号被保険者関係届[該当]」を事業主へ提出してください。
その他の再就職	再就職先で配偶者の国民年金第3号被保険者資格取得の手続きをしてください。
再就職までに期間が空く	配偶者自身が資格喪失証明書を持参の上、住所地の市区町村の国民年金担当課で、国民年金の加入手続きを行ってください。
再就職しない	

退職派遣中の退職予定者に関する手続き

別途該当者のいる所属宛に通知いたします。

神戸市職員共済組合 共済サポートデスク
TEL 078-322-5775 内線[954]-2581,2582

(参考) よくある質問

Q1 共済組合からは何がいつ送付されるのか。早く送付してほしい。

A1 3月下旬以降、希望者へは資格喪失証明書、任意継続組合員取得申請者には任意継続掛金納付額案内書を順次発送いたしますので到着までお待ちください。早く送付してほしいなど、個別の相談・対応は受付しかねます。
任意継続組合員制度の詳細は、所属から配布いただいている別紙「任意継続組合員制度のあらまし」をご覧ください。

Q2 3月31日に病院に受診予定のため、4月以降に資格確認書等を返納してもいいか。

A2 3月31日までに所属へ返納できない場合は、4月以降速やかに返納してください。誤って4月1日以降に当組合の資格で医療機関を受診した場合は、当組合が負担した医療費を全額お返しいただきます。
※ 資格情報通知書・組合員証・被扶養者証については返却不要です。ご自身で破棄してください。

Q3 3月末に任用が終了する会計年度任用職員についても同様に手続きをしたらいいか。

A3 会計年度任用職員（交通局・水道局・市民病院機構・その他電子申請によらない者を除く）については、各所属より共済組合ホームページから電子申請をしてください（申請ページ：https://kobe-kyosai.jp/?page_id=4177）。
詳細は『会計年度任用職員等非常勤職員の共済組合員資格に関するマニュアル』をご確認ください。
※ 会計年度任用職員の退職手続きについては、行厚第号の2「会計年度任用職員等非常勤職員の令和7年度末退職者にかかる健康保険等の手続きについて（依頼）」でお知らせしておりますので、合わせてご確認ください。

Q4-1 退職後、再任用職員としての任用が決定している場合、手続きはどうしたらいいか。

A4-1 退職届書の「再度任用（予定）の有無」欄を記入のうえ、退職届書（2/20まで）・資格確認書等を提出してください。再任用職員として任用されることとなった方へは、新しい記号・番号等を登録後、3月下旬以降に新所属（再任用勤務先）の保険事務取扱者宛てにお知らせします。（再度の任用予定がなくなった場合は、退職として取り扱います。共済組合への連絡は不要です。）

Q4-2 退職後、再任用職員としての任用を希望しているが、まだ次の任用が確定していない場合、手続きはどうしたらいいか。

A4-2 退職届書の「再度任用（予定）の有無」欄を記入のうえ、退職届書（2/20まで）・資格確認書等を提出してください。再任用職員として任用されることとなった方へは、新しい記号・番号等を登録後、3月下旬以降に新所属（再任用勤務先）の保険事務取扱者宛てにお知らせします。（再度の任用予定がなくなった場合は、退職として取り扱います。共済組合への連絡は不要です。）

Q5-1 現在再任用職員（または現在任期付職員）で、来年度も引き続き任用が決定している場合、手続きはどうしたらいいか。

A5-1 引き続き同じ職員種別・職員番号で任用される場合は、お手続き不要です（※）。現在お持ちの資格確認書等を引き続きご使用いただけます。
職員種別・職員番号が変更となる場合は、退職手続きが必要となりますので、退職届書・資格確認書等を提出してください。新しい記号・番号等は、3月下旬以降に新所属の保険事務取扱者宛てにお知らせします。

※ 再任用職員で勤務時間変更（フルタイム勤務⇒短時間勤務）がある者の中、60歳未満の配偶者がいる場合は、別途、国民年金第3号被保険者関係届の提出が必要です。再任用フルタイム勤務職員は共済組合へ、再任用短時間勤務職員は厚生年金事務取扱所属へ、各指定様式を提出してください。

Q5-2 現在再任用職員（または現在任期付職員）で、来年度も引き続き任用を希望しているが、まだ次の任用が確定していない場合、手続きはどうしたらいいか。

A5-2 次の任用が確定するまでお待ちいただき、次の任用がなく退職することが確定した場合は退職届書・資格確認書等を提出してください。

Q6-1 現在再任用職員で、来年度は会計年度任用職員としての任用が決定している場合、手続きはどうしたらいいか。

A6-1 退職届書の「再度任用（予定）の有無」欄を記入のうえ、退職届書（2/20まで）・資格確認書等を提出してください。会計年度任用職員として任用され、かつ共済組合の加入要件を満たす場合（交通局・水道局・市民病院機構・その他電子申請によらない者を除く）は、各所属より共済組合ホームページから電子申請をしてください（申請ページ：
<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/94ba9c9794f4a5046d74476886fec6f01ab86a6ba34a8b769f1d1dc6515b3294>）。

申請確認後、新しい資格確認書を所属へ送付します。

Q6-2 現在再任用職員で、来年度は会計年度任用職員としての任用を希望しているがまだ次の任用が確定していない場合、手続きはどうしたらいいか。

A7 退職届書の「再度任用（予定）の有無」欄を記入のうえ、退職届書（2/20まで）・組合員証等を提出してください。会計年度任用職員として任用されることが確定し、かつ共済組合の加入要件を満たす場合（交通局・水道局・市民病院機構・その他電子申請によらない者を除く）は、各所属より共済組合ホームページから電子申請をしてください（申請ページ：<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/94ba9c9794f4a5046d74476886fec6f01ab86a6ba34a8b769f1d1dc6515b3294>）。

Q7 来年度からも再度任用を希望しているが、まだ次の任用が確定していない。念のため資格喪失証明書を発行してもらうことは可能か。

A7 退職届書の「資格喪失証明書」欄で発行希望されている場合は、3月下旬以降、資格喪失証明書を発送いたします。資格喪失証明書の発送後、来年度からの任用が確定し共済組合の加入要件を満たす場合は、ご自身で資格喪失証明書を破棄してください。

Q8 任意継続組合員資格取得申出書を提出したが、4月1日から就職が決まった。どうしたらいいか（再任用職員・会計年度任用職員等として任用される場合を含む）。

A8 【任意継続組合員資格取得届出の取下げ】

※共済組合ホームページより電子申請により手続きしてください。（電話での受付不可。）

URL: <https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/fd6ba01ab8875997aa32af6c0f87f9e91afac3ec175abee01549bf5edd2331d>

インターネット用PCからアクセスしてください。
スマートフォンからもアクセスできます。 →



取下げ申請後に掛金納付に関するお知らせが届いた場合は、行き違いですのでご了承ください。
取下げ時点ですでに掛金を納付されていた場合は、後日還付します。

Q9 任意継続組合員資格取得申出書を提出し任意継続組合員の資格を取得したが、5月1日から家族の健康保険の扶養に入ることになった。手続きはどうしたらいいか。

A9 【任意継続組合員資格喪失の届出】

※共済組合ホームページより電子申請により手続きしてください（電話での対応不可。）

URL: <https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/c18711013acd250bb21bcff4c557db72afc527d69ad0a634bbaa851071c0a98a>

インターネット用PCからアクセスしてください。
スマートフォンからもアクセスできます。 →

